大阪府議会規則第　　　号

大阪府議会会議規則の一部を改正する規則

　大阪府議会会議規則（平成三年大阪府議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 別表（第百二十四条関係）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 名称 | 目的 | 構成員 | 招集権者 | | （略） | （略） | （略） | （略） | | 関西広域連合連携協議会 | （略） | （略） | （略） | | 議会改革検討協議会 | 議会機能のより一層の充実強化を図るために必要な事項を協議する | 議会運営委員の所属する各会派から推薦された議員 | 座長 | | 別表（第百二十四条関係）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 名称 | 目的 | 構成員 | 招集権者 | | （略） | （略） | （略） | （略） | | 関西広域連合連携協議会 | （略） | （略） | （略） | |  |  |  |  | |
|  |  |

附　則

　この規則は、令和五年四月三十日から施行する。